資料１　いじめ防止等対策の組織

「一武小学校運営協議会」	・定例年２回開催 ・いじめ防止等計画作成 ・重大事態調査 ・いじめ実態把握	（学校）校長、教頭、教務主任 ※生徒指導担当、養護助教諭、関係児童担任が状況に応じて出席する。 （地域）ＰＴＡ会長 一武小学校運営協議会委員
「生活部会」	・定例月１回開催 ・計画案作成 ・実態調査 ・いじめ認知	（学校）校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護助教諭、（関係児童担任）

【令和２年度「一武小学校運営協議会」構成員】

職　名　等	氏　　名	職　名　等	氏　　名
校長	中嶋　陽一	※生徒指導担当	大柿　和也
教頭	中島　公洋	※養護助教諭	五島　彩子
教務主任	沢田　均	※関係児童担任	
一武小学校運営委協議会委員		一武小学校運営委協議会委員	
一武小学校運営委協議会委員		一武小学校運営委協議会委員	
一武小学校運営委協議会委員		一武小学校運営委協議会委員	
一武小学校運営委協議会委員			

※ □ は、校内会議構成員

※　状況に応じて、関係担任等が参加する。

資料２　いじめ防止等対策の重点実践事項

いじめの防止に関すること 【第２－１－(1)参照】	・生活部会の定期的開催（月１回：計画、実践状況確認、評価等） ・愛の１・２・３運動＋１の推進（通年：保護者との情報共有、共同実践）［担任］ ・児童理解の日の定期的開催（月１回朝会時：職員間の情報共有、共同実践）［生活部会］ ・学校便り、学級便りでの情報提供、啓発活動 （通年：学校の様子、家庭教育に関すること等）［校長、担任］ ・「命を大切にする心」を育むプログラムの実践と授業公開 （通年：計画立案、授業実践）［教務、人権教育主任、道徳教育推進教師］ ・校長講話（「自他の命を大切にする」ことについて）の実施 ・学級活動、児童会活動における児童の主体的活動の積極的導入 （通年：係活動、委員会活動、自他を認める場）［担任、各担当］ ・登校班、地区児童会の状況把握、指導 （通年：高学年のリーダーシップ、異学年の協力）［生徒指導、地区担当］ ・学習訓練、規律ある集団行動、けじめのある生活の指導 （通年：規範意識、自他を大切にする行動）［担任、各担当］
いじめの早期発見に関すること 【第２－１－(2)参照】	・「心のアンケート」と教育相談の実施（学期１回）［生活部会、担任］ ・「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」活用調査と教育相談の実施（１２月）［生活部会、担任］ ・「人権感覚チェックリスト（教師用）」活用（学期１回） ・いじめ対応記録簿の活用　［担任、生徒指導担当］
いじめへの対処に関すること 【第２－１－(3)参照】	・生活部会の開催（いじめの認知の判断、対応策検討、全職員へ周知） ・生活部会の開催（重大化、長期化の恐れの場合） ・錦町教育委員会との連携（対応者の派遣等）

資料５－１　いじめ問題対応記録簿（表）

いじめ問題対応記録簿　　※取り扱い注意

定義

①行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること。（Ａが誰か分からない場合も含む）
②ＡとＢの間に一定の人的関係が存在すること。
③ＡがＢに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
④Ｂが心身の苦痛を感じていること。

※上記の定義にあてはまる場合、担任（担当者）として認知をし、初期対応をすみやかに行うこと。その際、下にメモをし、担当者に提出する。

担任（部活等の担当者）記載事項

担任（部活等の担当者）氏名	
「いじめ」を認知した日	令和　　年　　月　　日　（　　）
「いじめ」被害児童学年氏名	
「いじめ」加害児童学年氏名	

「いじめ」ととれる内容（関係項目に〇、その他は記述）
（　）軽くたたかれる　（　）強くたたかれる　（　）蹴られる
（　）体の動きを束縛される［※おさえつけられる、つかまれる　等］
（　）物をとられる、隠される　（　）物をこわされる
（　）金品を要求される、借りて返さない　（　）無視される［仲間はずれ］
（　）言葉の暴力［傷つく言葉］を受ける　（　）にらまれる
（　）その他【　　】

初期対応の内容（対応項目に〇、その他は記述）
（　）被害児童への聞き取り、ケア　（　）加害児童への聞き取り、指導
（　）学級（集団内）の児童全体への指導
（　）担任外の対応→校務分掌・担当名（　　）
（　）被害児童保護者との情報交換、対応協議
　　※〇の場合→（　）電話・（　）連絡帳・（　）家庭訪問
（　）加害児童保護者との情報交換、対応協議
　　※〇の場合→（　）電話・（　）連絡帳・（　）家庭訪問

初期対応の結果（判断項目に〇）　※記入日　　月　　日（　）
（　）対応終了、また短期終了見込みにつき、組織的対応は必要なし。
（　）担任だけでは対応が難しく、校内組織での対応をお願いしたい。

【特記事項】

資料５－２　いじめ問題対応記録簿　（裏）

「いじめ」問題対応（働きかけ、結果等）メモ　【担任（部活等担当者）記載】			
月	日	曜	対　応　メ　モ

担任（部活動等担当者）が解決したと判断したら、生徒指導主任に提出し、生活部会を開催して解決の判断を行う。

「いじめ」問題が解決したと判断した日　【生徒指導主任記載】

令和　　年　　月　　日（　）

※　継続的に保護者とも連絡を取り合い、上にメモをすること。

資料６　心のアンケート



心のアンケート



年　　組　　名前（　　）

　このアンケートは、みなさん一人一人がどうしたらもっと楽しく、充実した学校生活を送れるようになるか考えるための資料として使います。
　担任の先生が大切に保管しますので、正直に書いてください。

1　学校は、楽しいですか。その理由も書いてください。
　　ア（　　）とても楽しい
　　イ（　　）まあまあ楽しい
　　ウ（　　）あまり楽しくない
　　エ（　　）ぜんぜん楽しくない

（理由）

2　友だちからいやなことをされたり、言われたり、無視されたりしていませんか。
　　ア（　　）ありません
　　イ（　　）あります（どんなことか、下に書いてください。）

3　友だちが、いやなことをされたり、言われたり、無視されたりしているのを知っていますか。
　　ア（　　）知りません
　　イ（　　）知っています（どんなことか、下に書いてください。）

4　その他（体のことや家のこと、授業のことなど何でも）、心配なことはありませんか。
　　ア（　　）ありません
　　イ（　　）あります（できたら、どんなことか、下に書いてください。）

※　アンケートに協力してくれてありがとうございます。先生たちもみなさん一人一人が楽しい学校生活が送れるように、いっしょうけんめいがんばります。

資料７　子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）

子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）

お子さんの学年・氏名　（　）年（　　）

このチェックリストは、ご家庭で子どもの小さなサインの発見に活用していただくために作成したものです。以下の項目を参考に、お子さんの様子を観察し、当てはまる項目があったら、お子さんと話をしてみてください。また、それが度重なるようでしたら、学校に本チェックリストをご提出いただくか、ご相談をお願いします。

項　　目	ﾁｪｯｸ欄
１　表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。	
２　学校のことをあまり話さなくなった。	
３　朝から体調のことを訴え、登校をしぶるようになった。	
４　感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。	
５　すり傷やあざ等を隠すようになった。（風呂に入ることや裸になることを嫌がる、「自分でけがをした」と言う。）	
６　家族と過ごすことを避け、部屋に一人でいることが多くなった。	
７　友だちからの電話に、暗い表情が見られるようになった。	
８　学用品をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
９　教科書やノートに落書きをされたり、破られたりするようになった。	
１０　衣類が破れていたり、汚れたりしていることが増えた。	
１１　食欲がなくなった。	
１２　最近、寝付きが悪かったり、夜中に何度も目を覚ましたりすることがある。	
１３　言葉遣いが乱暴になった。	
１４　家から品物やお金を持ち出したり、金品を要求したりするようになった。	
１５　不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになった。	
１６　友だちからの電話で、急に外出することが増えた。	
１７　携帯電話やインターネットのメールを頻繁に気にするようになった。	
１８　投げやりで集中力が続かないようになった。	
１９　「引っ越しをしたい」「転校したい」と言うようになった。	
２０　友だちへの口調が命令口調になっている。	
２１　家で買い与えた物ではない物を持っている。	
２２　家で与えた以上のお金を持っている。	
○上記以外で、お子さんの様子に気になることがありましたらお書きください。	

※この表は「いじめ対応の手引き」（県教育委員会配付）の「子どものサイン発見チェックリスト」に修正を加えて作成したものです。

資料８　人権感覚チェックリスト（教師用）

令和２年度　人権感覚チェックシート

氏　名

○自分の言動を真摯にふり返ってみましょう。

４：十分（１００％）　　３：概ね十分（８０～９９％）
２：やや不十分（６０～７９％）　　１：不十分（５９％以下）

【学期】

	チェック項目	１	２	３
朝の会	１，欠席や遅刻を早めに把握し、対処していますか。			
	２，遅刻をした児童や前日に欠席・早退した児童に言葉をかけていますか。			
授業	１，授業の開始、終了時刻を守っていますか。			
	２，児童が忘れ物をした時に、理由も聞かずに叱ったりしていませんか。			
	３，教師の期待とずれた児童の発言を大切にしようとしていますか。また、「どうしてこんなことができないのか。」などと考えていませんか。			
	４，児童に失敗などがあった時、笑う児童がいたら、黙認せず注意していますか。			
	５，児童一人一人の発言などをしっかり聞かせていますか。			
	６，児童の前でていねいな言葉遣いをしていますか。			
給食	１，「いただきます」「ごちそうさま」など、食材や調理してくれた人への感謝の言葉をしっかり言わせていますか。			
	２，配膳や片付けなどで嫌な思いをする児童がいないよう、気を配っていますか。			
掃除	１，掃除時間が始まったら、児童と共に掃除を行っていますか。			
	２，楽な仕事ばかりしている児童や、大変な仕事を押しつけられる児童がいないように気を配っていますか。			
	３，教室や廊下の黒板や掲示物に落書きがないか気をつけて見ていますか。			
帰りの会	１，明日の意欲につながるような言葉かけをしていますか。			
	２，愛の１・２・３運動は、できていますか。			
交友関係	１，児童の友だち関係を把握していますか。			
	２，仲間はずれや嫌がらせ、暴力などを把握し、すぐに対処していますか。			
児童に接する時	１，児童の顔を見て、名前に「くん」「さん」などをつけて呼んでいますか。			
	２，児童同士の相手を罵倒する言葉や暴言、呼び捨てを見過ごし、黙認していませんか。			
	３，児童の話を親身になって聞いていますか。			
	４，児童を指導する際に、人格を否定するような叱り方をしていませんか。			
	５，失敗が多い児童を先入観で悪く評価してしまうことはありませんか。			
	６，兄弟姉妹や友だちと比べて、誉めたり叱ったりしていませんか。			
	７，児童のよさに目を向けるように努力していますか。			
その他	１，文書や懇談会などで使う言葉について気を配っていますか。			
	２，個人情報の管理をしっかりしていますか。			
	３，来校者があったとき、きちんと正対し、あいさつや対応をしていますか。			
	４，電話は、明るくさわやかな声で対応していますか。			

資料９　保護者配付用資料

令和２年度　一武小学校いじめ防止基本方針【概要版】

～いじめは絶対に許されない～

いじめは、いじめを受けた児童や、いじめを行った児童だけでなく、すべての児童に関係する問題です。

本校では、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止対策推進法に基づき、本基本方針を策定しました。

本基本方針に示すいじめ防止等のための取組は、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、児童の健やかな成長を見守り育み、地域全体でいじめの問題を克服することを目指して行うものです。

１　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　いじめの防止等のための取組について

(1)　いじめの防止

○　いじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関の連携の強化を図る。

○　学校の教育活動全体を通じて、児童に豊かな人間性や社会性、一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続して推進する。

○　教職員のいじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力を向上させるため、校内研修等の充実を図る。

(2)　いじめの早期発見

○　いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関の周知徹底を図る。

○　「心のアンケート」「子どものサイン発見チェックリスト(家庭用)」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに､教育相談体制を充実させる。

(3)　いじめへの対処

○　いじめの疑いがある場合は､「いじめ問題への対応について」の対応経路に沿って組織で対応する。

○　学校がいじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及び、いじめを行った児童に対する指導又は、その保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、町教育委員会等を通じて学校相互間の連携・協力体制の整備に努める。

○　重大ないじめ事案に対しては、町教育委員会へ速やかに報告するとともに、指示を仰ぎながら必要な措置を速やかに講ずる。

３　いじめ防止等対策の組織について

一武小学校運営協議会	・定例年２回開催 ・いじめ防止等計画作成 ・重大事態調査 ・いじめ実態把握	学校：校長、教頭、教務主任、 ※生徒指導担当、養護助教諭、関係児童担任が状況に応じて参加する。 地域：学校評議員
生活部会	・定例月１回開催 ・実態調査・いじめ認知	学校：校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護助教諭、（関係児童担任）

※必要に応じ、錦町教育サポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー、いじめ・不登校アドバイザー等の派遣を要請する。

いじめ対応セルフチェックシート（教職員用）

＜基本姿勢＞

- □ いじめは重大な人権侵害であるという認識をもっている。
- □ いじめの定義を理解している。
- □ 「いじめはどの児童生徒にも起こりうる」という認識をもっている。
- □ 学校の「いじめ防止基本方針」の内容を、毎年度確認している。
- □ 「校内いじめ対応マニュアル」にある適切な対応などを理解し、実行している。
- □ 気になることがあったときには、一人で抱え込まず、他の教職員や管理職に相談している。
- □ いじめを認知した際は、速やかに保護者にその旨を伝えている。
- □ 「いじめが解消している状態」とはどのような状態であるか理解している。
- □ いじめの解消を判断する際は、当該児童生徒及び保護者への確認を適宜行っている。
- □ いじめに係る研修会等に積極的に参加し、資質向上に努めている。



＜未然防止＞

- □ すべての児童を傍の気持ちや状況を把握する工夫を行い、面談等につなげている。
- □ 「いじめは決して許されない」ことを様々な機会に児童生徒に発信している。
- □ いじめについて考えさせる授業や機会を学期に何度か設定している。
- □ コミュニケーション能力を育み、互いに認め合える集団づくりや授業をしている。
- □ SNSやインターネットとの正しい向き合い方を計画的に指導している。
- □ 自らの言動が、いじめを助長することがないように意識している。

＜早期発見＞

- □ 児童生徒のわずかな変化や気になる言動を見過ごさず、いじめかもしれないとの考えを持ち、積極的に他の教職員と情報共有している。
- □ 相談窓口等を周知するとともに、児童生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努めている。
- □ 児童生徒が、いじめについて相談できる力（援助希求能力）を育んでいる。
- □ 情報（アンケートの結果等）を他の教職員と共有し、適切に保管している。

＜早期対応＞

- □ 被害を受けている児童生徒の気持ちを理解し、守ることを第一に考え、行動している。
- □ 情報収集担当者が誰か知っている。
- □ いじめの訴えから、事実の確認を行う際は、収集すべき情報（いつ・どこで・だれが・なぜ・どのように等）を理解している。
- □ いじめの定義を理解した上で、事実を確認している。
- □ 聞き取りなどを行う際、児童生徒保護者の事情やその場の状況等を配慮している。
- □ いじめの対応について連携できる関係機関・専門機関とそれぞれの役割について理解している。
- □ 被害者・加害者とも保護者に対して、いじめの事実や今後の方針等、丁寧に説明、対応している。

＜重大事態への対応＞

- □ どのような事態が「重大事態」にあたるかを理解している。
- □ いじめ重大事態の発生報告や調査組織に関する事項などについて理解している。

＜参考資料＞

（問い合わせ）熊本県教育庁　県立学校教育局　学校安全・安心推進課
TEL 096－333－2720　http://www.pref.kumamoto.jp/kyoiku/

いじめ防止等リーフレット

～子供たちの安心と笑顔のために～

R2.11.24

熊本県教育委員会

このリーフレットは、本県におけるいじめ防止基本方針を踏まえ、いじめの防止等に係る実際的な対応のポイントや留意点を、分かりやすく伝えるために作成したものです。子供たちの関わり方を常に振り返りながら、子供たちが安全・安心に学校生活を送ることができる取組の更なる推進をお願いします。

いじめの定義 【いじめ防止対策推進法第2条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「心身の苦痛」を感じれば、「法律上のいじめ」に該当する。

行為 ＋ 心身の苦痛 ＝ 法律上のいじめ



熊本県いじめ防止基本方針の要点

いじめの防止

- 心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、「いじめを許さない」「いじめを生ませない」「いじめに負けない」集団づくり、いじめを生まない土壌づくりに努める。

いじめの認知

- 特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- 表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行わなければならない。けんかやふざけ合いであっても児童生徒の被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば積極的に認知する。

情報共有と組織対応

- 教職員1人のみに関する情報を抱え込まず、「学校いじめ対策組織」内に設置された「情報集約担当者」に情報を提供する。また、対応方針の決定は、教職員個人の判断ではなく、「組織」で行う。

事案に応じた対応

- いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたると判断した場合にも、そのままでは苦しい胸の内を話す場合であると想像される。例えば、好意から行った行為が逆効果で相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築く事ができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
- 心身の苦痛を感じる要因となった行為が、犯罪行為である場合等においては、警察等の関係機関と連携する。

組織対応の重要性とそのポイント

いじめの未然防止の取組は大変重要ですが、一方で学校は児童生徒にある児童生徒が集まる場等である以上、人間関係のトラブルが全くないことはあり得ません。重要なのは、発生したいじめ事案の解決を最優先課題と位置づけ、重篤化させないことです。組織的に対応することは、事実確認にとどまらず、全ての児童生徒及び教職員が安全・安心な教育活動を継続するための最重要であることを認識しましょう。

いじめの解決 ⇒ 学校における最優先課題

早期発見と情報共有 → 適切な初動対応 → 対応方針の決定と説明 → 客観的な事実確認

いじめの未然防止

【いじめ問題に対する正しい理解】　【「児童生徒・教職員・保護者・地域」間の風通しのよい関係】　【多様な生き方や価値観を認め合える学校】

いじめの「早期発見・早期対応から解消」までの流れ

【解決までの流れ（例）】

早期発見

- 教職員の気付き（日常的な観察等）
- 児童生徒、保護者等からの訴えなど
- 教育相談（計画的・随時）
- 心のアンケート　いじめ匿名連絡サイト

情報集約担当者

調査方法の確認と認知

「学校いじめ対策組織」（法第22条）
情報共有と調査方法等の確認

- ○ 被害の訴えのあった児童生徒からの聴取
- ○ 加害の疑いのある児童生徒からの聴取
- ○ その他の児童生徒からの聴取
- ○ 関係教職員からの情報収集

- ○ 事実確認の整理といじめの認知
- ○ 児童生徒及び保護者への説明

対応方針の決定

- ○ 対応方針及び役割分担の決定（再発防止、心のケア、別室・特別指導等）
- ○ 対応方針に対する全職員の共通理解
- ○ 児童相談所・警察との連携・調整

- ○ 対応方針に関する関係児童生徒保護者等への説明

解消に向けた取組

- ○ 被害児童生徒への支援・ケア
- ○ 加害児童生徒への指導・支援・ケア
- ○ 関係保護者との情報共有・支援
- ○ 他の児童生徒、保護者等への対応等
- ○ PTA・地域との連携
- ○ 関係機関等との連携

解消の判断

- ○ 被害児童生徒及びその保護者との面談や教育相談による確認
- ○ 関係児童生徒への聴取及び行動観察
- ○ 認知後のいじめアンケート等の回答状況

【対応のポイント】

早期発見

- ✓ 授業や休み時間等における普段の態度や会話などの中から、いじめの兆候がないか観察する。
- ✓ 保護者からの訴えは、複数で対応。訴えを否定せず、いじめの疑いがあるものとして傾聴し、記録に残す。
- ✓ 「情報集約担当者」へ直ちに報告する。

調査方法の確認と認知

- ✓ 事実確認等の調査は、生徒指導主事や教育相談担当などが中心となり、計画的組織的に実施する。
- ✓ 児童生徒からの聴き取りは、性別や背景等に応じた適切な配慮を行い、原則複数名で行う。また、複数の児童生徒が関係している場合は、個別に聴取し、その後、聞き取った内容の整合性を確認する。
- ✓ 事実確認段階では、決していじめか否かの判断や指導者を行わない。前を最後まで傾聴し、主観を挟まず客観的事実を記録し、中立性を確保し、組織的に共有する。
- ✓ いじめの最終的認知は、法の定義に基づき、校長が行う。
- ✓ 事実確認後は、速やかに家庭訪問等を行い、丁寧に説明する。

対応方針の決定

- ✓ 対応方針の最終的な決定は、多くの教職員の意見を踏まえ、校長が行う。
- ✓ 心身の苦痛を与えた行為が犯罪として取り扱われるべきものであると認める時は、躊躇なく警察と連携し対応する。
- ✓ 対応方針の決定後は、速やかに関係児童生徒及び保護者に説明し、解決に向けた理解と協力を得る。
- ✓ 被害の児童生徒及び保護者に対して、「守り抜く」という姿勢を示す。

解消に向けた取組

- ✓ 支援や指導は、事案に応じて関係機関や専門家等の助言を得ながら、計画的・組織的に実施する。
- ✓ 関係保護者に対しては、支援や指導の進捗状況や見通し等について適切に情報提供する。

解消の判断

- ✓ 次の2つの条件が満たされていることを含め、「学校いじめ対策組織」で児童生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

〈条件1〉いじめに係る行為が止んでいる。
（少なくとも3カ月を目安とする。）

〈条件2〉被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない。
（面談等により確認する。）

【留　意　点】

早期発見

- ✓ 児童生徒たちの日常の言動の中にある「いじめの芽」の発見。日常に潜む些細な言動に教師が無頓着であれば、いじめに対する暗黙の了解を与えてしまう。
- ✓ 決して情報を一人で抱え込まない。特に、いじめの訴えについては、知り得た情報を速やかに「情報集約担当者」へ必ず報告する。

調査方法の確認と認知

- ✓ 保護者からいじめの訴えがなされた場合でも、被害を訴えている児童生徒から直接事情を聴いた後、加害行為が疑われている児童生徒への事情聴取を行う。（加害児童生徒を決めつけないことが重要）
- ✓ いじめの加害行為が疑われる児童生徒には、「どんな行為を行ったのか」を中立の立場で客観的に確認する。また、児童生徒が安心して言葉にできるよう配慮することが重要。加害者と決めつけたり、説諭したりすることは厳禁。「いじめをしていないのに叱られた」といった不満が残らないように、当該児童生徒や保護者に対して、丁寧な説明を行う。
- ✓ 威圧的な言動による聴き取りがあると、聴き取った内容の任意性・信ぴょう性が失われる。暴言・体罰等は絶対に行わない。
- ✓ 他の児童生徒への事情聴取は、「困っている人がいるので、協力してほしい」といったスタンスで行う。
- ✓ 事情聴取を担当する教職員の人選については、担任任せにせず組織的に行うことが重要。関係児童生徒や保護者に寄り添う担任や副担任の立場が担保されるよう組織的な配慮が必要。
- ✓ 保護者には、確認した事実や認知の有無、その後の見通しについて説明する。事案の重大性に照らし、校長を含む適切な立場の教職員が行い、学校組織として対応していることをしっかりと伝える。

対応方針の決定

- ✓ 対応方針が決まらずに、別室指導や自宅待機等の期間が長期化することは望ましくない。長期化する場合は、その旨及び出席日数等の扱いを丁寧に説明し、理解を得ることが重要。
- ✓ 対応方針の決定等に迷う場合等は、速やかに関係機関や教育委員会に相談し、いじめ問題等緊急支援員（学識経験者、弁護士、SC、SSW等）の派遣要請を行うなどして、専門家等の意見求める。
- ✓ 役割分担の決定後は、それぞれの教職員が自分の果たすべき役目や留意点について情報交換できるケース会議等を設ける。
- ✓ 決定した指導方針等は、当該児童生徒保護者に学校の考えや思いを交えて丁寧に説明し、承諾を得ながら進めることが重要。途中で方針を変更した場合も十分な説明を行う。

解消に向けた取組

- ✓ いじめを受けた児童生徒と保護者に対しては、安心して相談できる場を設定し、訴えや要望を誠実かつ共感的に受け止め、SCやSSW等と連携しながら、不安等の解消を図る。過剰な要求等に対しては、毅然と対応することが重要であるが、その要求の背景にある事情等にも十分留意する。
- ✓ いじめを行った児童生徒に対しては、自らの言動が相手を傷つけていることに気付かせ、自分はどうすべきだったか、今後どうしていくかを内省させ、行動化につなげる。また、SCやSSWを積極的に活用するなど、単なる処罰にならないよう心理面からの支援やケアも重要。
- ✓ 傍観したり、無関心でいたりする児童生徒に対しては、「SOSの出し方に関する教育」と関連させながら、いじめは学級や学年等集団の課題であるとして、必要な説諭や指導等を行う。
- ✓ 学校が謝罪の仲介を行う場合は、十分な準備と段取の上、和解の見通しをもって謝罪の場を設定する。

解消の判断

- ✓ いじめに係る行為が止んでいるか、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを、表面的な観察だけで判断することは出来ない。一見仲直りをしているようでも、水面下でいじめが継続しているケースがあるため、当該児童生徒及び保護者と面談するなどして、解消とする旨の了承を得ることが重要。
- ✓ 解消後も当該児童生徒・保護者の安心感が損なわれないよう必要な配慮や見守りを継続する。